

支 払 基 金
平成 2 5 年 9 月 3 0 日

医薬品マスターの改定について

今般、下記のとおり医薬品マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、この公表レコードの適用年月日は平成 2 5 年 1 0 月 1 日であることから、平成 2 5 年 9 月診療分請求に係るマスターへ誤って使用することのないようご留意願います。

記

- 1 平成 2 4 年 1 1 月 3 0 日付け厚生労働省告示第 5 7 8 号及び平成 2 4 年 1 2 月 1 4 日付け厚生労働省告示第 5 8 6 号に基づく経過措置医薬品の廃止。(別表 1)
- 2 平成 2 5 年 6 月 1 1 日付け「お知らせ」に基づく商品名医薬品の廃止。(別表 2)